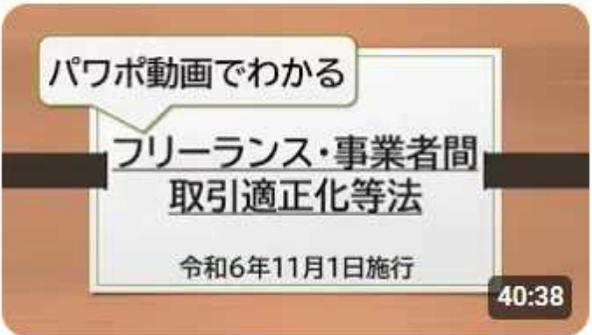


# 公正取引委員会の公式SNS



【価格交渉の新常識！】労務費転嫁指 針×クイズ



パワー動画でわかる フリーランス・事業者間取引適正化等法

【コンテンツのやり直しで下請法違反】  
 カバー(株)は、VTuber動画等に用いるイラスト等の作成を委託している下請事業者に対し、下請事業者に責任がないのに無償でやり直しをさせていました。  
 このため、本社に対し下請法に基づく勧告を行いました。  
[jftc.go.jp/houdou/pressre...](https://jftc.go.jp/houdou/pressre...)  
 #下請法 #やり直し #VTuber

**カバー株式会社に対する勧告等について** 公正取引委員会

**下請取引の内容**  
 インターネットを通じて配信するいわゆるVTuber動画等に用いるイラスト、動画用2Dモデル、動画用3Dモデルの作成

**違反行為の概要**  
**勧告** 不当なやり直しの禁止  
 カバーは、令和4年4月から令和5年12月までの間、下請事業者の給付を受領した後に、下請事業者に対し、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分らないやり直しを無償でさせていた。(下請事業者23名に対し、243回)

**指導** 下請代金の支払遅延の禁止  
 カバーは、上記の不当なやり直し等により、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払っていない。(遅延利息は下請事業者29名に対し、約115万円)

**勧告の概要**  
 ① 不当なやり直しによる費用に相当する額を、公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと  
 ② 今後、不当なやり直しを行わないことを取締役会の決議により確認すること  
 ③ 債権成熟物の作成を委託している下請事業者との取引において、令和4年4月1日から令和6年10月25日までの間に下請法第4条第2項第4号の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること など

**指導の概要**  
 下請代金の支払遅延の禁止に関して、勧告に基づく調査において問題が認められた場合に下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること など

**本件で認定された不当なやり直し・支払遅延の例**

動画用2Dモデルの作成取引 (情報成果物作成委託)

不当なやり直し(第4条第2項第4号)  
 発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分らないやり直しを無償で7回させた。その後2回は下請事業者に「制作完了」を連絡した後に、VTuberが修正を希望していることを理由としてやり直しをしたもの。

発注 令和4年4月8日  
 受領 同月18日  
 同月9月15日  
 支払 令和5年12月27日

やり直しの発生  
 経理処理を失念等

支払期日 令和4年5月31日 (1回分の発注未払)

支払遅延(第4条第1項第2号)  
 約1年7か月の支払遅延が発生

(注1) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し  
 下請法では、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せず、発注の取消しや内容変更、やり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止している。  
 (注2) 下請法における支払期日と遅延利息  
 下請法では、発注でも受領日を起算日として60日までに支払期日を定めて下請代金を支払う必要がある。また、受領日を起算日として61日目からは下請法第4条の2に基づく遅延利息(年率1.4、6%)が発生する。

本件では、検査期間を超えてから、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分らないやり直しをさせる。  
 ・当該成熟物を使用してから6か月程度経過してから下請代金を支払う(上記とは別の事例)、などの事例が存在した。

【どっきんの事件ポイントざっくり解説】  
 ぼく、どっきん!  
 令和7年3月27日に公表した(株)シャトレゼに対する勧告の特徴をぎゅっとまとめたよ。事件の詳細が知りたい人は公取委ウェブサイトを見てね!  
 (株)シャトレゼに対する勧告  
[jftc.go.jp/houdou/pressre...](https://jftc.go.jp/houdou/pressre...)  
 #公正取引委員会 #どっきんのポイント解説

## どっきんの事件ポイントざっくり解説!

✓ 本件はシャトレゼが、「受領拒否」と「不当な経済上の利益の提供要請」を行った事件だよ!

✓ 本件の特徴は…

- ① 山梨県の事業者に下請法違反で勧告を行ったのは初めてなんだよ。
- ② 受領拒否での勧告は、平成25年3月の勧告以降これが3件目なんだけど、受領拒否によって下請事業者に生じた保管費用の支払を、公正取引委員会が違反事業者に求めたのは、今回が初めてなんだ。
- ③ 受領拒否によって、下請事業者は本来得られるはずの利益が得られなくなってしまうんだ。

